

## 《お詫びと訂正のお願い》

『平成 29 年対応版 社労士受験六法』の本文中に誤りがございました。深くお詫び申し上げます。  
誠にお手数ではございますが、次のとおり訂正してご使用くださいますようお願い申し上げます。

東京法令出版株式会社

※下線部分は訂正した語句を示します。

訂正箇所	誤	正
20 頁左段上から 12 行目中 〔労働基準法第 65 条〕	女性については、 <u>その</u>	女性については、 <u>産後 6 週間を経過した</u>
22 頁右段上から 17 行目中 〔労働基準法第 89 条〕	労基則 49 条(p.40)	労基則 49 条(p.39)
118 頁左段上から 19 行目中 〔労働安全衛生規則第 36 条〕	事業主は、最大荷重が	事業者は、最大荷重が
160 頁右段下から 18 行目中 〔労災保険法第 12 条の 4〕	7 年以内に <u>請求のあった</u>	7 年以内に <u>支給事由が生じた</u>
175 頁左段下から 10 行目中 〔労災保険法第 49 条〕	《平成 23・25 年》	《平成 20・23 年》
234 頁右段下から 5 行目 〔雇用保険法第 24 条〕	《平成 23 年》	《平成 22 年》
236 頁右段下から 15 行目中 〔雇用保険法第 31 条〕	第 10 条の <u>2</u> 第 1 項	第 10 条の <u>3</u> 第 1 項
252 頁左段上から 11 行目中 〔雇用保険法第 60 条の 2〕	いない場合 <u>でなければ</u> 、	いない場合には、
354 頁右段下から 19 行目中 〔労働保険徴収法第 20 条〕	有期事業を <u>含め</u>	有期事業 <u>については</u>
358 頁左段下から 16・17 行目中 〔労働保険徴収法第 28 条〕	労働保険料その他労働保険徴収法 の <u>規定による徴収金を納付</u>	労働保険料を納付
423 頁左段下から 18 行目中 〔雇用対策法第 4 条〕	同法第 4 条第 8	同法第 4 条第 1 項第 8
485 頁左段下から 6 行目中 〔障害者雇用促進法第 17 条〕	月 5 万円	月 5 万円(常時雇用する労働者数が 101 人以上 200 人以下の事業主につ いては、平成 32 年 3 月 31 日までの 間は月 4 万円)
516 頁右段上から 19 行目中 〔パートタイム労働法第 9 条〕	パートタイム労働法第 8 条第 1 項	パートタイム労働法第 9 条
517 頁左段上から 11 行目中 〔パートタイム労働法第 13 条〕	パートタイム労働法第 12 条第 1 項	パートタイム労働法第 13 条
519 頁右段下から 23 行目 〔最低賃金法第 4 条〕	ものとみなされ、 <u>同法違反には罰則</u> が適用される。	ものとみなされ、 <u>地域別最低賃金に</u> <u>達しない場合は同法の罰則が適用さ</u> <u>れるが、特定最低賃金に達しない場</u> <u>合は、労働基準法の賃金全額払いの</u> <u>原則違反の罰則が適用される。</u>
597 頁左段上から 9 行目中 〔健康保険法第 35 条〕	被保険者の資格を <u>取得しない</u> 。	被保険者の資格を <u>取得する</u> 。

訂正箇所	誤	正
600 頁右段下から8行目中 〔健康保険法第43条の2〕	2級以上変動しない	2等級以上変動しない
606 頁右段上から3行目中 〔健康保険法第63条〕	健保令43条(p.687)	健保令43条(p.666)
614 頁左段下から5行目中 〔健康保険法第85条の2〕	1食につき260円	1食につき460円(平成30年3月31日までは360円)
616 頁左段下の出題例 〔健康保険法第88条〕	出題例《平成25年》を右のように改めます。	出題例《平成25年》 訪問看護療養費の額は、当該指定訪問看護につき指定訪問看護に要する平均的な費用の額を勘案して厚生労働大臣が定めるところにより算定した費用の額から、その額の一部負担金の割合を乗じて得た額(災害その他の厚生労働省令で定める特別の事情がある被保険者であって、保険医療機関又は保険薬局に一部負担金を支払うことが困難であると認められるものに対し、一部負担金の減免又は徴収猶予の措置がとられるべきときは、当該措置がとられたものとした場合の額)を控除した額である。
624 頁右段下から3行目中 〔健康保険法第115条の2〕	《平成24年》	《平成25年》
673 頁右段下から4行目中 〔健康保険法施行令第46条〕	毎事業年度において、	毎事業年度末において、
735 頁左段上から19行目中 〔国民年金法第2条〕	必要な <u>保険給付</u> を行う	必要な <u>給付</u> を行う
735 頁左段下から3行目中 〔国民年金法第3条〕	国民年金事業の一部は、	国民年金事業の <u>事務</u> の一部は、
739 頁右段上から16・17行目中 〔国民年金法第14条〕	その他厚生年金労働省令で	その他厚生労働省令で
741 頁左段下から5行目中 〔国民年金法第18条〕	求のあった日の翌日に発生し、	求のあった日に発生し、
743 頁左段上から22・23行目中 〔国民年金法第20条の2〕	社会保険の一種であり、 <u>加入に際しては加入するかしないかの選択は認められないが、</u>	社会保険の一種であり、 <u>強制加入被保険者については、加入するかしないかの選択は認められていないが、任意加入被保険者については、加入するかしないかを選択できる。また、</u>
748 頁左段下から12行目中 〔国民年金法第30条の2〕	65歳に達する日の	65歳に達する日の
749 頁左段上から21行目中 〔国民年金法第31条〕	障害の程度による <u>基礎年金</u>	障害の程度による <u>障害基礎年金</u>
755 頁左段上から7行目中 〔国民年金法第41条〕	労働基準法の規定による	労災保険法の規定による
765 頁右段下から21行目中 〔国民年金法第92条の2の2〕	から <u>納付</u> される番号、	から <u>付与</u> される番号、

訂正箇所	誤	正
771 頁左段上から3・4行目中 〔国民年金法第101条〕	死亡一時金ならびに脱退一時金に関する処分に不服のあるものは、社会保険審査会に対して	死亡一時金に関する処分に不服のあるものは、社会保険審査官に対して
785 頁左段上から9行目中 〔国民年金法第135条〕	公課を課することができる。	公課を課することができない。
790 頁左段下から19行目 〔国民年金法附則第5条〕	(第2号被保険者及び第3号被保険者を除く。)	(第2号被保険者を除く。)
790 頁左段下から14行目中 〔国民年金法附則第5条〕	昭題者 和30年4月2日生まれ	昭和30年4月2日生まれ
795 頁左段下から1～6行目 〔国民年金法附則第9条の4の2〕	《平成26年》 被保険者が、第3号被保険者としての被保険者期間の特例による時効消滅不整合期間について厚生労働大臣に届出を行ったときは、当該届出に係る時効消滅不整合期間については、届出が行われた日以後、合算対象期間とみなす。	左の出題例を削除します。
810 頁左段下から9行目 〔国民年金法昭60附則第15条〕	すべて保険料未納期者が被保険者期間である者が、	被保険者期間はすべて保険料未納期間である者が、
841 頁右段下から13行目中 〔国民年金法施行令第1条の2〕	市区町村が	市町村長が
843 頁右段上から4行目 〔国民年金法施行令第3条〕	地方議会議員共済会が支給する退職年金を受けること	地方公務員等共済組合法の改正にかかると存続共済会が支給する旧退職共済年金を受けること
846 頁左段下から3行目中 〔国民年金法施行令第6条の8の2〕	の場合、前年の所得	の場合、当該保険料を納付することを要しないものとすべき月の属する年の前年の所得
847 頁右段上から15行目中 〔国民年金法施行令第11条の3〕	被用者年金の保険者に係る	政府及び実施機関に係る
865 頁右段下から15行目中 〔国民年金法施行規則第65条〕	受給権者が老齢厚生年金の	受給権者が第1号厚生年金被保険者期間に係る老齢厚生年金の
867 頁左段下から23行目中 〔国民年金法施行規則第76条〕	4分の1免除の申請	4分の1免除等の申請
897 頁右段下から19行目中 〔厚生年金保険法第8条〕	者の4分の3	者(厚生年金保険法第12条の規定により適用除外となる者を除く。)の4分の3
903 頁右段上から11・12行目中 〔厚生年金保険法第24条〕	厚生労働大臣による報酬月額	実施機関による報酬月額
907 頁右段下から5行目中 〔厚生年金保険法第37条〕	祖父母又は兄弟姉妹又は	祖父母、兄弟姉妹又は

訂正箇所	誤	正
916 頁右段下の出題例 〔厚生年金保険法第 48 条〕	出題例《平成 20 年》を右のように改めます。	出題例《平成 20 年》 障害等級 3 級に該当する障害厚生年金の受給権者(受給権を取得した当時から障害等級の 1 級又は 2 級に該当したことはなかったものとする。)に、65 歳に達する日以後に更に障害等級 2 級に該当する障害厚生年金を支給すべき事由が生じたときであっても、併合認定の対象とはならず、前後の障害を併合した障害の程度による障害厚生年金は支給されない。
927 頁左段上から 16・17 行目中 〔厚生年金保険法第 78 条の 3〕	割合を <u>2 分の 1 以下の範囲内で定めなければならない。</u>	割合を <u>超え 2 分の 1 以下の範囲内で定められなければならない。</u>
946 頁右段上から 5 行目中 〔厚生年金保険法第 100 条の 3〕	<u>標準報酬額等平均額</u> の算定	<u>標準報酬平均額</u> の算定
958 頁左段上から 9 行目中 〔厚生年金保険法附則第 7 条の 3〕	第三種被保険者期間	<u>特定警察職員等であったことがなく、かつ、第三種被保険者期間</u>
958 頁左段上から 14 行目中 〔厚生年金保険法附則第 7 条の 3〕	<u>厚生労働大臣</u> に	<u>実施機関</u> に
1038 頁右段下から 18 行目 〔厚生年金保険法施行規則第 15 条の 2〕	る者及び昭和 12 年 4 月 1 日以前生まれの者を除く。)	る者を除く。)
1038 頁右段下から 13・14 行目中 〔厚生年金保険法施行規則第 15 条の 2〕	<u>社会保険事務所長等</u> に	<u>日本年金機構</u> に
1043 頁右段下から 14・15 行目中 〔厚生年金保険法施行規則第 24 条〕	事業主に変更があったときの、 <u>前事業主及び新事業主の連署</u> による	事業主に変更があったときの、 <u>変更後の事業主</u> による
1102 頁左段下から 7 行目中 〔国民健康保険法第 4 条〕	運営が <u>行われる</u>	運営が <u>健全に行われる</u>
1125 頁右段下から 20 行目中 〔高齢者医療確保法第 11 条〕	<u>法 12 条第 3 項</u> の	<u>高齢者医療確保法第 11 条第 7 項の規定による結果の公表及び第 12 条第 3 項</u> の
1147 頁左段上から 5・6 行目中 〔児童手当法第 5 条〕	同項各号のいずれかに	同項第 1 号から第 3 号までのいずれかに
1148 頁右段下から 2 行目中 〔児童手当法第 7 条〕	受給資格者(公務員である	<u>一般受給資格者</u> (公務員である
1212 頁右段上から 17～20 行目 〔介護保険法第 183 条〕	《平成 21 年》 保険料その他介護保険法の規定による徴収金の先取特権の順位は、国税及び地方税に次ぐものとされている。	左の出題例を削除します。
1239 頁右段下から 5 行目中 〔社労士法第 25 条の 9 の 2〕	裁判所において、 <u>保佐人</u>	裁判所において、 <u>補佐人</u>